

質問書・回答書

令和2年8月12日

質問者 商号又は名称 _____
 部署名及び担当者名 _____
 連絡先 TEL _____
 FAX _____
 E-mail _____

西条市光ファイバ網整備事業について、次の項目を質問いたします。

質問項目	質問内容	回答
1	ケーブルテレビの光化について、放送サービス部分の機器については、補助対象となるのか。	本事業の目的に合致し、より多くの市民が光ファイバ網にかかるサービスを楽しむことにより、市民の安心・安全の確保や移住・定住促進、行政サービスの向上など幅広い分野に活用することを目指すサービスであると判断できるものであれば、本事業の補助対象とする。なお、国の「高度無線環境整備推進事業」では、当該経費は国庫補助対象外となり、これと同時に工事を実施する場合は事業費の按分等を行う必要があるので注意すること。
2	サブヘッドエンドとして、東予総合支所の利用は可能であるか。	公共施設の一部使用については、所要の手続きを行うことで、利用可能である。
3	2020年度内に着工するが完成は2021年度になっても問題はないのか。	原則として年度内の完工が望まれるが、やむを得ない事由がある場合は繰越等の手続きを行うことで可能である。
4	サービス共用開始となった際には市政だよりでの告知等、行政としてPRは行っていただけるのか。	サービス共用開始となった際には市報、ホームページ等によりPRを行う予定である。
5	整備した光ファイバを他社へ貸し出す（タイプC）事は問題ないのか。	原則として、他社への貸し出しは不可とする。なお、他社等へ貸し出すことを前提として整備した設備等の経費についても補助対象外となるので注意すること。

※記入欄が不足する場合は、複写して使用してください。

令和2年8月14日

回答者

西条市総務部 ICT推進課長 三崎 淳